

2019年度の意見募集でいただいた
ご意見に対する回答一覧

関西電力株式会社
送配電カンパニー

目 次

- (1) 電源Ⅰ周波数調整力募集要綱(案), 電源Ⅰ需給バランス調整力募集要綱(案) ……P1～P2
- (2) 電源Ⅱ周波数調整力募集要綱(案) ……………P3
- (3) 電源Ⅰ' 厳気象対応調整力募集要綱(案) ……………P4 ～P8
- (4) 電源Ⅰ' 厳気象対応調整力契約書(案) ……………P9

電源 I 周波数調整力募集要綱(案)、電源 I 需給バランス調整力募集要綱(案)

番号	該当箇所	意見	回答
1 P9 第4章4.(3)		<p>意見: ・オンライン設備に関して、旧一般電気事業者の所有設備特有のものになるため、同等性能を持つ簡素な仕様やオフライン発電所を検討頂きたい。</p>	<p>周波数制御・需給バランス調整機能に必要な信号を送受信できる機能を具備いただくことを要件化しております。なお、国の実証事業において、2021年度の需給調整市場開設後の調整力への対応を目指した「中給接続」に関する実証(中給接続を想定した簡易指令システムの「セキュリティ対策の実施・評価」や「上り情報の確認・評価」と想定)が、2019年度以降の実証・事業計画(事業性、開発計画)とされています。 (参考 一般社団法人 環境共創イニシアチブ ホームページ) https://sii.or.jp/vpp30/conference.html https://sii.or.jp/vpp30/uploads/A_2_tepcog_kepco.pdf</p>
2 P12 第4章 1.⑤		<p>(原案)落札候補者決定、結果公表 (修正案)現状では最高価格と平均価格のみの公表で、より詳細な情報の公開を希望。旧一電とその他アグリゲーターの割合や平均kWh単価や最低価格等公表内容の詳細化して頂きたい。 【理由】次年度以降の対応や、今後のDR普及のため発動があった時間等月程度の区切りで公表して欲しい。</p>	<p>第37回制度設計専門会合資料5にて旧一電以外の応札容量・落札容量なども公表されておりますので、ご確認ください。</p>
3 P14 第5章 1.(1)		<p>(原案)募集要量 (修正案)ポジワット応札が増えた場合、DRが普及しない可能性があるためDR0kW,ポジワット0kW等募集枠を明確化して頂きたい。 【理由】仮にポジの応札が非常に多くなった場合、DR枠がなくなってしまう可能性がゼロではないため。太陽光誤差などの発動も今後増加することが考えられるため。</p>	<p>経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、特定の電源種を優遇することのないよう、ポジワット(発電設備を活用した調整力の提供)とネガワット(負荷設備を活用した調整力の提供)は同等に扱うこととしており、ポジワット枠、ネガワット枠、それぞれ別の募集枠を設けることは予定しておりません。</p>
4 P14 第5章 1.(3).ロ		<p>(原案)契約開始時まで設備等の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。 (修正案)供出が可能かどうかの試験発動や各エリア実施の有無で差があるため一本化して頂きたい。</p>	<p>調整力発動試験については、その詳細な時期や方法(確認項目・内容等)について別途協議・取決めの上、契約開始前に実施させていただきます。 なお、DRを活用して契約を希望される場合、弊社との瞬時調整契約の実績や、過年度の調整力契約実績、DR実証事業などへの参画実績等のエビデンス、または、本要綱で求める要件を満たしていることを証明できる書類ならびに発電機等の試験成績書等のエビデンスをもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、弊社の判断において、調整力発動試験を省略することがございます。</p>
5 P18 第5章2(1)ロ		<p>意見: ・旧IPP電源の参入が容易となるように、旧IPP電源が減点とならない要求水準まで機能要件の緩和を検討いただきたい(AFC変化速度の要求水準を5%以上から4%以上にするなど)。 ・周波数制御機能は性能仕様とし、詳細仕様は自由とすべき理由 ・経済的な調整力確保の面から、旧IPP電源は今後重要な役割を担っていくと考えられる。しかし現在の要件では旧IPP電源でも減点なしでの入札は困難であり、結果として昨年度、今年度とも、旧一電保有の電源が太宗を占めている。</p>	<p>周波数制御・需給バランス調整において必要な要件としております。(なお、各要件を満たさない場合においても応札いただくことは可能です。(詳細は各募集要綱をご覧ください))</p>

6	P21 第6章 1.(1).口	<p>(原案)入札書類は部単位にまとめ、一式を、それぞれ封緘、封印のうえ、持参してください。 (修正案)持ち込みではなく郵送対応を検討して頂きたい。書留など仕様指定でも構いません。 【理由】移動時間が膨大となるため。</p>	<p>入札書類の受領時、封筒記載の連絡先等の確認や結果報告に係る説明などもあわせて実施させて頂いており、対面にて受領をお願いしております。ご理解をよろしく願いいたします。</p>
8	P32 第6章1(3)ニ(様式4)	<p>意見: ・周波数制御機能は性能仕様とし、詳細仕様は自由とすべき</p>	<p>周波数制御・需給バランス調整において必要な要件としております。(なお、各要件を満たさない場合においても応札いただくことは可能です。(詳細は各募集要綱をご覧ください)</p>
7	P44 第8章 1.(3)	<p>(原案)容量価格を月ごとに分けて支払い (修正案)支払は協議により年一括に調整も出来るようお願いしたい。 【理由】最終月での出金の可能性もあるため。</p>	<p>基本的に契約書に則り対応させて頂きたく存じますが、ご要望については、協議の上、検討させて頂きます。</p>
9	—	<p>(修正案)各募集調整力(Ⅰ、Ⅱ)の稼働時間を各エリア毎に月単位で公表して頂きたい。 【理由】今後各電源への展開なども考えて発動時間は把握しておきたいため。</p>	<p>契約を締結している特定の事業者の調整力電源の燃料の活用状況や単価などを推測できる可能性があるため、現状、各調整力の稼働時間に関する公表は考えておりません。</p>

電源Ⅱ周波数調整力募集要綱(案)、電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱(案)

番号	該当箇所	意見	回答
1	P7 第3章用語の定義 4(2)調相運 転 P35 第7章契約条件 1(4)従量 料金	<p>【意見・要望】 現状、揚水発電所の弱め励磁運転による無効電力の供給について、送配電事業者からの指令に基づき対応しているが、調相運転の範囲外であり、その扱いが要綱上に明確に定義されておらず、係る費用についても当社が負担している。現在の要綱上の取扱いでは、指令に応じかねることとなるため、当該運用の継続が必要であれば、本要綱上に明確に定義いただくと共に、無効電力の調整に係る費用を、kWh単価で精算することが困難であるため、別途精算を行う旨を、あわせて記載いただきたい。</p>	<p>通常運転の一環として弊社からの要請に基づき対応いただくもので、募集要綱に定めのない費用が発生する場合、必要となる費用のエビデンスをご提示いただき、弊社が必要と認めた場合には別途協議のうえお支払いいたします。</p>
2	—	<p>(修正案)各募集調整力(Ⅰ、Ⅱ)の稼働時間を各エリア毎に月単位で公表して頂きたい。 【理由】今後各電源への展開なども考えて発動時間は把握しておきたいため。</p>	<p>契約を締結している特定の事業者の調整力電源の燃料の活用状況や単価などを推測できる可能性があるため、現状、各調整力の稼働時間に関する公表は考えておりません。</p>

電源 I 厳気象対応調整力募集要綱(案)

番号	該当箇所	意見	回答
1	P.6 第3章 用語の定義 (7) DR(ディマンドレスポンス)、(8)アグリゲータ	【意見】 「需給バランス調整のために、需要家側で電力の仕様を抑制、もしくは増加させることをいいます」「単独または複数の、DR を実施できる需要家を集約し、それらに対する負荷制御(増または減)量・期間等を指令し、制御を実行させることにより、総計として、当社の指令に応じ、本要綱に定める要件を満たす需給バランス調整を実現する事業者をいいます」とあるが、ネガワットとポジワットの評価を統一すれば、普段逆潮をしているサイトにて、負荷調整によりネガワットを創出し、逆潮量を増加させることが出来る需要家の参入につながるのではないか。	系統に電力を逆潮している需要家さまが、発電設備として応札いただいた場合に、負荷抑制により逆潮流を増加させることは否定しておりません。
2	P11 第4章 1.⑤	(原案)落札候補者決定、結果公表 (修正案)現状では最高価格と平均価格のみの公表で、より詳細な情報の公開を希望。旧一電とその他アグリゲーターの割合や平均kWh単価や最低価格等公表内容の詳細化して頂きたい。 【理由】次年度以降の対応や、今後のDR普及のため発動があった時間等月程度の区切りで公表して欲しい。	第37回制度設計専門会合資料5にて旧一電以外の応札容量・落札容量なども公表されておりますので、ご確認ください。
3	P13 第5章 1.(1)	(原案)募集要量 (修正案)ポジワット応札が増えた場合、DRが普及しない可能性があるためDR0kW,ポジワット0kW等募集枠を明確化して頂きたい。 【理由】仮にポジの応札が非常に多くなった場合、DR枠がなくなってしまう可能性がゼロではないため、太陽光誤差などの発動も今後増加することが考えられるため。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、特定の電源種を優遇することのないよう、ポジワット(発電設備を活用した調整力の提供)とネガワット(負荷設備を活用した調整力の提供)は同等に扱うこととしており、ポジワット枠、ネガワット枠、それぞれ別の募集枠を設けることは予定しておりません。
4	P13 第5章 1.(3)ハ	(原案)契約開始時までに設備等の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。 (修正案)供出が可能かどうかの試験発動や各エリア実施の有無で差があるため一本化して頂きたい。	調整力発動試験については、その詳細な時期や方法(確認項目・内容等)について別途協議・取決めのうえ、契約開始前に実施させていただきます。 なお、DRを活用して契約を希望される場合、弊社との瞬時調整契約の実績や、過年度の調整力契約実績、DR実証事業などへの参画実績等のエビデンス、または、本要綱で求める要件を満たしていることを証明できる書類ならびに発電機等の試験成績書等のエビデンスをもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、弊社の判断において、調整力発動試験を省略することがございます。

5	P14 第5章 1(4)入札単位	<p>【意見】 「入札は、発電設備を活用して応札される場合は、原則として発電機を特定して、容量単位(kW)で実施していただきます。DRを活用して応札される場合は、本要綱に定める要件を満たすことのできるアグリゲータが、容量単位(kW)で入札していただきます。」とあるが、普段は系統より受電している需要家が、保安用等のために逆潮流する容量の自家発電を保有している場合、受電ベースラインから需要削減分と逆潮流分の電力を足し合わせた容量をDRの容量とみなすことが出来るのではないかと。例：構内負荷が1,500kWであり、1,000kWの自家発電を2台保有しており、普段は1台のみ稼働しているような顧客を想定。普段は系統から500kW受電しているが、遊休自家発電を活用すると、500kWの逆潮流が可能である。このような需要家は、系統に逆潮流するため、現状では発電機とみなされるが、最低入札容量を満足しないため、活用することが出来ない。</p>	<p>「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」(平成28年10月17日経済産業省)に、電源Ⅰは「原則としてユニットを特定した上で、容量単位による応札を受け付ける」とされています。これらに基づき、電力系統へ逆潮流するものについては、発電設備を活用して調整力を提供するものと位置付け、ネガワット分と逆潮流分は混成しないこととしてください。</p>
6	P14 第5章1(4)入札単位	<p>DRの場合は関西電力と中部電力の需要家をまとめて一つの単位とすることはできず、それぞれで1000kw以上ないと応札できないのでしょうか？</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
7	P16 第5章 1.(5)ハ(ロ)	<p>“(原案)複数の需要者をまとめて1入札単位とするときは、当該複数の需要家がすべて一致するようにしていただきます。また、供出電力(kW)の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則として認められません。 (修正案)また、供出電力(kW)の明確な区分が出来ることを前提に、複数入札を認めることとする。 【理由】他の調整力公募への入札にあたり、電源のみが複数入札できることになり、電源とDR間で非対称性が発生するため。 【質問】電源について、エリアを跨いだ供出電力の明確な区分が可能と判断されたと推察するが、なぜ複数入札が認められるのか、具体的にご教示いただきたい。”</p>	<p>供出電力(kW)が明確に区分できるのであれば、複数入札ではなく、それぞれの需要家を分けて別案件として応札してください。 電源については、ユニットを特定したうえで容量単位の入札であることから明確に区分ができると考えます。</p>
8	P19 第5章 3.(1)イ	<p>“(原案)なお、本運用要件の範囲内において、当社は、当社供給エリア以外を含む需給調整コストの低減のために電源Ⅰ 厳気象対応調整力を活用します。 (修正案)なお、落札後の契約協議が整った場合には、本運用要件の範囲内において、当社は、当社エリア以外を含む需給調整コスト低減のために電源Ⅰ 厳気象対応調整力を活用いたします。 【理由】電源Ⅰ 参加にあたって、需要家には「入札先となる属地TSOエリア内で厳気象により需給ひっ迫が発生したとき」にDRが活用されると説明しているため、他の隣接TSOエリアでの活用については、需要家の予見可能性と納得感に配慮しながら、落札後の協議とさせていただきます。”</p>	<p>当社供給エリア以外を含む需給調整コストの低減のために電源Ⅰ 厳気象対応調整力を活用することを前提に公募を実施いたしますので、活用目的をご理解の上、入札いただきますようお願いいたします。</p>
9	P22 第5章 3.(1)リ	<p>“(原案)また、当社からの指令および要請は、同日中の複数回発動、連日の発動となる場合があります。 (修正案)当社からの指令は、1日に1回を基本とします。別途協議の上、1日に複数回の指令、連日の発動を行う場合があります。ただし、入札時点で同日中の複数回発動、連日の発動に対応可能である応札事業者には、非価格要素評価点の対象といたします。 【理由】同日中の複数回発動および連日の発動に対応できるDRは限られているため。”</p>	<p>電源Ⅰは需給状況によっては、同日中の複数回発動、連日の発動となる場合があります、要件として求めているものです。なお、回数制限を超える追加の発動については、従量料金のみのお支払いで応諾いただける範囲で応じて頂くことを考えております。</p>

10	P22 第5章 3.(1).リ	<p>(原案)平日時間以外の時間および平日時間における発動回数が応札時に申し出ていただいた回数を超過する場合においても、当社から電力の供出を要請する場合があります。この場合、可能な限り要請に応じていただきます。</p> <p>(修正案)回数制限を設け応札した場合、指定回数を超えても発動依頼がある場合には、プラスαのインセンティブや入札での加点を設けて頂きたい。</p> <p>また中間期の発動も回数に含めて頂きたい。</p> <p>【理由】アグリゲーターと需要家との関係から無報酬での追加依頼は発動対応ができるとは思えないため、また発動時の状況により発動可否は回答させて頂くがアグリゲーター側にも加点要素を設けてほしい。</p>	<p>電源 I' は需給状況によっては、同日中の複数回発動、連日の発動となる場合があります、要件として求めているものです。なお、回数制限を超える追加の発動については、従量料金のみのお支払いで応諾いただける範囲で応じて頂くことを考えております。</p>
11	P23 第5章 募集概要 3. (2) イ (ロ) b	<p>【質問】</p> <p>「過去、契約電力未達時割戻料金の対象となったこのがある応札者には、契約電力を供出できることを証明する追加の資料提出」とあるが、具体的にはどのような追加資料を提出する必要があるのか。また、貴社より要望された資料を種々の理由により提出できない場合、何かしらのペナルティは発生するのか。</p>	<p>過去契約電力未達割戻料金の対象となった原因が、今回の応札案件では発生しない、もしくは発生しないよう対応していること等がわかる資料を提出いただけます。何ら資料の提出がなされない場合は、応札を無効とする場合があります。</p>
12	P24 第6章 1.(1).ロ	<p>(原案)入札書類は部単位にまとめ、一式を、それぞれ封緘、封印のうえ、持参してください。</p> <p>(修正案)持ち込みではなく郵送対応を検討して頂きたい。書留など仕様指定でも構いません。</p> <p>【理由】移動時間が膨大となるため。</p>	<p>入札書類の受領時、封筒記載の連絡先等の確認や結果報告に係る説明などもあわせて実施させて頂いており、対面にて受領をお願いしております。ご理解をよろしく願っています。</p>
13	P35 第6章 二 様式6	<p>“(原案)○契約申込みされた電源I' 厳気象対応調整力の調整力供出能力・性能を把握する為、契約開始前に、契約申込者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。</p> <p>ただし、当社との調整力実績をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。</p> <p>また、契約申込者が上記以外のエビデンスによって調整力供出能力・性能を示すことを申し出、当社が認める場合、当該エビデンスをもって、調整力発動試験を省略することがあります。</p> <p>(修正案)○契約申込みされた電源I' 厳気象対応調整力の調整力供出能力・性能を把握する為、契約開始前に、契約申込者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。落札事業者の運開準備に要する期間を考慮し、調整力発動試験の実施時期は、2020年3月以降に設定いたします。</p> <p>ただし、上記運開実績等をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。</p> <p>また、応札者が上記以外のエビデンスによって調整力供出能力・性能を示すことを申し出、当社が認める場合、当該エビデンスをもって、調整力発動試験を省略することがあります。</p> <p>【理由】2020年4月電源 I' 運開に向けて、①落札後に貴社との契約協議、②簡易指令システムの構築、③需要家との契約協議、④契約締結後の子メーター設置工事、⑤小売事業者とネガワット調整金に関する契約締結、等、運開準備作業が膨大にあり、特に④はベースライン見える化を実現するため、電源 I' 供出を技術的に担保するうえで必須。また、2019年度分の電源 I' が2020年2月末まで運用中のため、総合的に考慮して試験の実施は3月以降としていただきたい。”</p>	<p>安定供給の観点から、稀頻度の需給ひっ迫時における調整力として寄与いただくため、当社として契約開始時までにご準備が整っていることを確認させていただきたく存じます。</p>

14	P38 第7章 3. [ステップ2]	<p>”(原案)ただし、加点項目1は、当社が属地TSOとならない場合、連系線の設定変更等が必要となり、結果として指令から調整までが1時間未満とならないことから加点評価いたしません。 (修正案)原案の削除、もしくは隣接・属地に関わらず、全て3時間に統一することをご検討いただきたい。また、上記意見3に関連し、同日中の複数回発動、連日の発動に対応可能である応札事業者には、非価格要素評価点の対象とするようご検討いただきたい。 【理由】隣接TSOエリアから広域調達されるリソースよりも、属地エリアで調達されるリソースに優位性が発生するため。当該優位性により、隣接TSOエリアリソースが広域調達されなかった場合、広域調達のメリットであるコスト低減が達成されなくなるため。また、3時間への統一は、将来の容量市場における発動指令電源との整合性が取れるため。”</p>	<p>「指令から調整までが1時間未満」については、需給運用の柔軟性の観点から加点するものであり、一方、他エリアの電源等は、連系線の設定変更等のため、これを満たせないことから、加点評価を行わないものですので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。 また、電源Ⅰ´は需給状況によっては、同日中の複数回発動、連日の発動となる場合があり、要件として求めているため加点評価は致しません。</p> <p>意見の(修正案)に記載されている上記意見3は、NO9の意見を指します。</p>
15	P38 第7章 評価および落札案件決定の方法 3. [ステップ4]	<p>【質問】 「応札量が「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を超える案件に対し、ステップ3の総合評価点を応札量で除して「それまでに選定された応札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を乗じた値を、総合評価点としてみなし」とあるが、入札書(様式1)12. には「一部切り出しが可能な場合の調整契約電力」を記載する欄がある。応札量が「それまでに選定された落札案件の応札量の累計の募集容量との差分」を超える案件が、「一部切り出しが可能な場合の調整契約電力」を設定していた場合、「一部切り出しが可能な場合の調整契約電力」を先に考慮して、総合評価点を決定するという認識で間違いはないか。</p>	<p>ステップ4に「この際、入札書(様式1)の項目12に記載の調整契約電力による応札も含めて、対象を選定します。」と記載しているとおり、一部切り出しが可能な場合の調整力契約電力に係る応札も含めて総合評価点を決定いたします。</p>
16	P42 第8章 1.(3)	<p>(原案)容量価格を月ごとに分けて支払い (修正案)支払は協議により年一括に調整も出来るようお願いしたい。 【理由】最終月での出金の可能性もあるため。</p>	<p>基本的に契約書に則り対応させて頂きたく存じますが、ご要望については、協議の上、検討させて頂きます。</p>
17	P42 第8章1(4)従量料金	<p>ここでは損失率が考慮されていますが、p.14(4)の契約電力の評価においても、DRは損失率が考慮されるべきではないでしょうか？</p>	<p>契約電力においても損失率を考慮しております。 電源Ⅰ´厳気象対応調整力(kW)契約書(DR)(案)第10条契約電力未達時割戻料金において損失率を考慮して算定を行います。</p>
18	P45 第8章1(10)停止日数	<p>連係線の容量減少リスクは応札者で負担すると、リスク考慮により属地外からの応札価格の上昇を招きます。停止日数や未達割戻の対象から除外して頂けないでしょうか？</p>	<p>第39回制度設計専門会合(資料5)P4に「年度途中に、2018年度と比較して大きな潮流の変化を生じさせる事象が生じた際には卸市場への大きな影響もありえることから、こうした事象が生じた際には両者の経済メリット等を評価した上で、年度の途中でも連系線の確保量を変更できる仕組みも併せて準備することとしてはどうか。」、P12に「※大規模電源や系統等の状況変化により、前提となる連系線の潮流に大きな変化が生じることが具体的に想定されることとなった場合には別途対応を検討する。」と記載されています。停止日数等から除外すると、弊社としても弊社の責によらず連系線容量を減少された際、調整力が調達できないにもかかわらず費用負担が発生することになりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

19	P50 第9章 その他 2(2)計量単位について	<p>“(原案)計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれる全ての発電機について本契約を締結し、全ての発電機の調整力提供に関わる申出単価(V1、V2)が同一であること等が条件になります。</p> <p>【質問①】需要家が所有している自家発電設備から逆潮流で電源I'として供出する場合、集約することは可能か。</p> <p>【質問②】集約が可能な場合、集約の制限等はあるか。 例：他の逆潮流の自家発電設備との集約は可だが、逆潮流しないDRの需要家とは集約負荷、等</p> <p>【質問③】集約の可否に関わらず、需要家が所有している自家発電設備が逆潮流で電源I'に参加するにあたり、試験が必要になると理解しているが、試験に伴い供出する売電量はどのような扱いになるかご教示いただきたい。また、その際の手続きについてもご教示いただきたい。(例：売電契約とDRが並立している場合、売電契約として扱われるのか。)参考：貴社が発動試験を義務付けない場合、弊社として当該需要家の電源I'供出の実効性を確認するため、社内で試験を実施することになるが、その場合の試験に伴い供出する売電量はどのような扱いになるか、手続きについてもご教示いただきたい。”</p>	<p>質問①への回答 個別に協議させていただきます。</p> <p>質問②への回答 発電設備を活用した応札者に限ります。また、同一発電場所内とさせていただきます。</p> <p>質問③への回答 試験は契約開始前に実施頂くことから、試験に伴い発生する電力量については、調整力契約では扱いませんので、売電契約(私契約)に基づいて扱われるものと認識しております。売電契約を締結している事業者様とご協議ください。 新規に逆潮流される場合の手続きについては、ネットワークサービスセンターまでお問い合わせいただけますようお願いいたします。</p>
20	P50 第9章 3.(1)	<p>(原案)満たすべき設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合、応札者(または契約者)はその求めに応じていただきます。</p> <p>(修正案)各エリアによって提出資料が異なっておりどういった資料が必要なのか明確にしてほしい。但し提出資料のハードルが高すぎると調整力参入の足かせとなる可能性がある。</p>	<p>入札様式については可能な範囲で統一しております。そのうえで、一般送配電事業者が、追加で設備要件、運用要件を満たしていることの妥当性を確認させていただく資料を求める場合がありますが、入札案件(入札書の記載内容)により求める資料が異なることから事前に統一することは困難と考えており、その点ご理解いただきますようお願いいたします。 なお、一般送配電事業者が求める資料について、不明点がございましたらお問い合わせいただけますようお願いいたします。</p>
21	P52 第9章 その他 4(1)口専用線オンライン	<p>【質問】専用線オンラインについては、電源のみならず、DRが対象となり得ると理解しているが、DRアグリゲータ事業者向けの新設専用線オンラインの費用負担額、新設工事に要する期間、工事の施工区分等、可能な範囲で詳細をご教示いただきたい。</p>	<p>専用線オンライン化工事の概要については弊社ホームページに掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。なお、仕様詳細につきましては、別途協議をさせていただければと思いますので、問い合わせフォームよりお問合せください。</p> <p>(参考 2019年度調整力(2020年度向け)の公募の概要) https://www.kepco.co.jp/souhaiden/partner/reserve/overview.html</p>
22	—	<p>(修正案)各募集調整力(I、II)の稼働時間を各エリア毎に月単位で公表して頂きたい。</p> <p>【理由】今後各電源への展開なども考えて発動時間は把握しておきたいため。</p>	<p>契約を締結している特定の事業者の調整力電源の燃料の活用状況や単価などを推測できる可能性があるため、現状、各調整力の稼働時間に関する公表は考えておりません。</p>

電源 I 厳気象対応調整力契約書(案)

番号	該当箇所	意見	回答
1	—	<p>”【お願い】 契約書関連の書類はできるだけ一元化・簡素化を図っていただきたい。 例：kW・kWh・運用申合書等の書面を複数の契約書を分けずに一つにまとめる、複数存在する需要家リストを一元化する、等 【理由】 関係者全ての業務効率化のため”</p>	<p>貴重なご意見として承ります。契約時に協議させていただきます。</p>